

令和3年

第2回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年2月25日 午前9時30分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(15番井上 秀樹委員、16番駒形 哲也委員)
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 8 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 12 その他

○令和3年2月25日（木）

・認定農業者と農業委員会との意見交換会 13：30～

【本庁舎：大会議室】

〈会長、職務代理、農地委員長、農政委員長、広報委員長、推進委員長
農業委員担当者、農林課長、局長・係長〉

○令和3年3月15日（月）

・南魚沼市農業者年金加入推進対策会議 13：30～

【本庁舎：小会議室】 〈会長、加入推進部長、事務局〉

○令和3年3月25日（木）

・第3回農業委員会総会

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	今井 聡	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
		推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名である。

推 7 番 長谷川 政一

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	富所 了
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(午前9時30分開会)

議長 令和3年第2回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日、推進委員7番の長谷川政一委員から欠席の届出がでています。従いまして、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番井上秀樹委員、16番駒形哲也委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。推進委員24番貝瀬茂利委員。

推24番貝瀬委員 人・農地プラン検討会議の活動について途中ではありますが報告します。市内12地区の中でも人・農地プランにつ

いて遅れている旧六日町の六日町地区と旧塩沢町の4地区の計5地区を重点地区として会議を開きました。なお、会議の最終日が22日でしたのでまだまとまっておりません。報告につきましては来月の総会の際に報告させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの貝瀬委員の報告について、質問意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようでしたら、私から一点お願いします。昨日2月24日に地域別農業委員会会長・事務局長会議で長岡市のパストラル長岡に行ってきました。その中で今年の豪雨の際の義援金についての報告がありました。今年の7月の豪雨災害について当農業委員会としてはお一人1,000円の義援金を贈らせていただいたところです。内容としては、集まった義援金の総額は2,445万円で、贈呈先が熊本県へ1,435万円、大分県に400万円、山形県に315万円、福岡県に295万円を義援金としてお送りしたということです。ありがとうございます。また、農林水産省から令和2年から3年までの冬季間の大雪に係る支援対策のポイントについてというような資料がありました。あまり詳しい説明はありませんでしたが、大雪によるハウスの倒壊などの災害への支援についての内容です。資料は事務局へ預けますので、必要な方は見ていただきたいと思います。私からは以上ですが、なにか質問等ございますか。18番関委員。

18 番関委員

会長が今ほど言われた、大雪の支援の関係についてですが、私のところにも連絡が来ました。今年度の予算ですのため、3月の第一週までに申し込まないといけないというような話を聞いています。もし、利用される方がいらっしゃいましたら早めに事務局に相談をしていただきたいと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。利用される方については、よ

く確認いただいて早めに申請をしていただきたいと思います。
す。

他に無ければ諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告 について

議 長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告
についてを議題といたします。事務局より説明を求めま
す。富所係長。

富所係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降3件の事実確認
書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成してい
ます。なお、3番については事後の申請でした。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
こちらは13件です。

整理番号1番につきましては、3条申請があがっていま
すが第三者との売買のための解約です。

整理番号2番と3番につきましては、利用権の設定があ
がっていますが第三者との貸借契約のための解約です。

整理番号4番と5番は所有者の都合による解約です。

整理番号6番、利用権の設定があがっていますが第三者
との貸借契約のための解約です。

6ページに移りまして、整理番号7番、こちらは後ほど
3条申請と5条申請があがっていますが、売買のための解
約です。

整理番号8番につきましては第三者との貸借契約のため
の解約です。利用権の設定があがってきています。

整理番号9番については3条申請による贈与のための解
約です。

整理番号10番につきましては、借受人が法人を立ち上げ
られたための解約です。後ほど法人に貸し付ける契約があ
がってきています。

整理番号 11 番につきましても、現在の借受人が法人を立ち上げましたので、後ほど利用権の設定があがってきますけれど法人に貸し付けるための解約です。

8 ページに移りまして、こちらは借り受けていた法人が解散したための解約です。なお、後ほど 3 条と利用権の設定で新たな借受人の案件があがっています。

整理番号 13 番につきましては第三者との売買のための解約です。

(3) 使用貸借の解約について

こちらは 4 件です。

1 番と 2 番が関連しています。1 番の借人と 2 番の貸人が同じ方、1 番の貸人と 2 番の借人が同じ方です。こちらは 1 番の借受人で 2 番の所有者の方の都合による解約です。

3 番につきましては第三者との売買のための解約です。

4 番につきましては第三者との貸借契約のための解約です。

第 1 号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第 1 号報告を終わらせていただきます。

日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第 2 号報告朗読)

12 ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が

4件となっています。

1番、申出人は水尾の方です。土地は水尾の田1筆1,581㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしまして、1月20日に中島直樹委員さん、中島修委員さんを指名しています。申出人におかれましては財産処分のためとのことです。

2番、申出人は六日町の方です。土地は西泉田の田5筆3,659㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしまして、2月1日に牛木委員さん、片桐委員さんをご指名しています。申出人におかれましては財産処分のためとのことです。

3番、申出人は津久野の方です。土地は二日町の田1筆1,272㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしまして、2月8日に青木委員さん、大平委員さんをご指名しています。申出人におかれましては財産処分のためとのことです。

最後の案件です。4番、申出人は八竜新田の方です。土地は大木六新田の田1筆735㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしまして、1月14日に荒川委員さん、高村委員さんをご指名しています。申出人におかれましては通作距離があるためこちらの農地を処分したいとのことでした。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めま

阿部主任

す。阿部主任。

(第1号議案朗読)

14 ページからです。今月の3条申請は22件です。

17番、農地の売買です。五箇の田1筆1,486㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

18番から20番までが関連案件となっていて、譲受人が同じ方です。18番、農地の売買です。水尾の田1筆290㎡です。なお、譲受人は市内出身者で、後ほど5条の転用申請があがっています。今年の8月頃転入予定とのことで、宅地と隣接する農地を取得されます。転入までの間は休日にこちらに来て耕作するとのことです。対価については取得する宅地と隣接しているため、この価格で合意されたとのことです。申請理由は新規就農のためです。19番は賃借権の設定で、期間は5年です。麓の畑1筆904㎡です。新規就農のためです。20番も同じく賃借権の設定で、期間は5年です。水尾と麓の畑2筆1,851㎡です。新規就農のためです。18番から20番までを合わせまして下限面積の30aをクリアしています。

21番と22番も関連案件となっていて、譲受人が同じ方です。21番、農地の売買です。長森新田の畑3筆1,226㎡です。対価については農地が道路に面しているため、この価格で合意になったとのことです。経営規模拡大のためです。22番、農地の売買です。長森新田の畑1筆447㎡です。なお、21番の畑と22番の畑はまとまっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

23番、農地の売買です。余川の田1筆400㎡です。こちらは譲受人の所有する農地に隣接しています。対価については譲受人がどうしてもこの土地が欲しいという強い希望があったため、この価格で合意になったとのことです。農地については国道に面しており、畦を抜いて作業効率を上げたいとのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

24番、農地の売買です。雲洞の田畑2筆1,959㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

25番、農地の売買です。長崎の田1筆2,494㎡です。こ

ちらは譲受人と相分になっている土地を売買するものです。

26番と27番が関連案件となっていて、譲受人が同じ方です。26番、農地の贈与です。お二人は義理の兄弟です。柳古新田の田1筆2,010㎡です。申請理由は親族から農地を譲り受けるため、贈与税については確認済みとのこと。27番、使用貸借権の設定です。柳古新田の田1筆1,005㎡です。申請理由は新規就農のためです。なお、26番と27番を合わせまして下限面積の30aをクリアしています。

28番、農地の贈与です。青木新田と大杉新田の田5筆4,544㎡です。申請理由は親から農地を譲り受けるため、申請人につきましては相続時精算課税制度を利用したいとのことでした。

29番、農地の贈与です。畔地の畑6筆3,527.76㎡です。申請理由は親から農地を譲り受けるためです。贈与税については確認済みとのこと。

30番、使用貸借権の設定です。お二人は孫と祖父のご関係です。新堀新田の田畑3筆2,639㎡です。所有者は農業者年金を受給中ですが、今まで貸していた息子さんが亡くなりまして今回お孫さんと契約するものです。申請理由は農業者年金受給のためです。

31番、使用貸借権の設定です。期間は2年です。上十日町の畑1筆234㎡です。こちらは国有農地の払下げで取得しましたが、所有者が農業者年金を受給されているため、親子間の契約を結ぶものです。

32番、使用貸借権の設定です。期間は16年です。お二人は親子です。宮野下の田6筆3,675㎡です。所有者は農業者年金の受給者です。今まで法人へ貸し付けておりましたが、法人が解散したため親子間で契約を結ぶものです。

33番からは農業者年金受給のための再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第2号議案朗読)

今月の申請は1件です。

申請人は舞子の法人さんです。土地は舞子の田2筆776㎡です。転用目的は農作業場用地ということで、米の乾燥調製施設建設のためということです。資料は1-3ページをご覧ください。また、合わせて5条申請の6番と抱き合わせの申請となります。こちらは1月に皆さんから用途変更の承認をいただいた案件です。別途5条申請での6番で1,136㎡と合わせまして1,912㎡の申請となります。1種農地ではありますが、農業用施設ということで許可相当と考えています。申請人は丸池新田で米の乾燥調製施設を借りて作業していますが、会社の規模拡大や周辺への環境問題もあり、新たに申請地に施設を建設したいとのことでした。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程8 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について

議 長

日程8 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第3号議案朗読)

今日は2件です。

整理番号1番、当初計画者は長岡市の法人さんです。承継者は変わらず同じ法人さんです。転用目的は店舗用地ということで昨年10月19日に許可を取っています。申請地は13筆で合計11,064㎡、変更後は申請地、面積ともに変わりません。変更になるのは建物の配置のみです。資料の5-6ページをご覧ください。5ページには昨年、許可を取った際の配置図がでています。6ページには変更後の配置図がでています。変わった場所は5ページの下の方にあります、物販テナントとサービステナント、そして調整池

の場所が変わっただけになります。変わった先が6ページに出ています。調整池が下に動きまして、物販テナントとサービステナントが右上に移動しています。面積、土地の位置は変更が無く、配置のみの変更です。用途地域内の3種農地で、原則許可案件となります。

続いて整理番号2番、当初計画者は六日町の方で承継者は湯沢町の方です。土地は六日町の田1筆289㎡、昭和52年4月26日に5条申請で店舗用地の許可を取っています。当初計画者は鮮魚店を営んでおりまして、ここに鮮魚店を建築する予定で転用許可を受けましたが、経済的な状況と集客に課題があり延期をされていたとのこと。事業の承継者につきましては、田中町にあります簡易郵便局が閉鎖になり、地域の要望を受けて新たな郵便局を建築するということとなります。別途5条申請があがっておりまして、抱き合わせの申請となります。面積としましては合わせて636㎡の敷地となります。転用目的は郵便局舎用地となります。賃借権の設定で、対価は㎡当たり925円です。資料は7-9ページをご覧ください。また、当初の地番と現在の地番が異なっていますが、これは土地区画整備事業により当初の地番と現在の地番が違っていています。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

日程9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議長

日程9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(第4号議案朗読)

今日は5件の申請があがっています。

説明の前に議案書の訂正をお願いします。28ページをご覧ください。一番左に申請の件数が6件と出ていますが、5件の誤りです。申し訳ありませんでした。

それでは説明に移らせていただきます。整理番号2番、土地は水尾の田1筆609㎡です。転用目的は一般住宅の建築で、住宅とカーポートの建築です。所有権の移転による売買で、対価は㎡当たり6,043円です。資料は10-12ページをご覧ください。譲受人は現在千葉県にお住まいで、インターネットウェブサイトの作成会社を営んでいるとのこと。今回、市内にUターンで戻りまして会社と、別途3条申請があがってきておりましたが新たに農業も始めたいとのことでした。こちらは2種農地ではありますが、集落に接続する農地ということで許可相当と考えています。

整理番号3番、お二人は義理の親子です。土地は市野江の田1筆314㎡、転用目的は一般住宅の建築です。使用貸借権の設定です。資料は13-15ページをご覧ください。譲受人は現在、義理のお母さんと同居されていますが、家族が増え、住宅が手狭になったため、隣に住宅を建築したいとのことでした。

整理番号4番については、先ほど計画変更があがってきた法人の関連案件です。転用目的は駐車場用地ということで、従業員用の駐車場用地で20台分になります。賃借権の設定で、対価は㎡当たり1,080円です。計画変更の申請の

ほかに新たに申請があがっています。資料は 16-18 ページをご覧ください。18 ページの枠で囲まれたところに従業員の駐車場にしたいということで申請があがってきました。計画変更で店舗の配置変更を承認いただきましたが、今回の申請地と一筆挟んでいますが、川窪の田 1 筆 685 m²で、国道 17 号線沿いの用地になります。用途地域内の 3 種農地で、原則許可案件です。

整理番号 5 番、こちらも先ほど計画変更があがっていました、郵便局舎の案件とその隣接地です。賃借権の設定で、対価は m²当たり 925 円です。用途地域内の 3 種農地で、原則許可案件です。二筆合わせて 636 m²の敷地です。

整理番号 6 番、こちらは先ほど 4 条申請があがってきていました法人さんの関連案件です。4 条申請とこの 5 条申請で同じ目的、農作業場用地ということで米の乾燥調製施設の建設です。所有権移転による売買で、対価は m²当たり 616 円です。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案は承認されました。

日程 10 第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 10 第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

（第 5 号議案朗読）

今月の利用集積はあっせんによる売買が 4 件、新規の設定が 30 件、再設定が 35 件の計 69 件となっています。

それでは 30 ページの 68 番からご説明いたします。

68 番、土地は柳古新田の畑 1 筆 1,191 m²、所有権移転によるあっせんの売買です。対価は m²当たり 1,000 円で、資料は 19 ページをご覧ください。経営規模拡大のためです。

69 番、土地は黒土新田の田 1 筆 972 m²、所有権移転によるあっせんの売買です。対価は m²当たり 1,029 円で、資料は 20 ページをご覧ください。こちらはあっせんの結果、賃貸人との売買となりました。

70 番、竹俣新田の田 1 筆 830 m²、所有権の移転によるあっせんの売買です。対価は m²当たり 241 円で、資料は 21 ページをご覧ください。単価が m²当たり 241 円と安くなっていますが、譲受人の農地と相分になっており、細長い土地となっています。畔抜きがされているということもございまして、譲受人以外に買い受ける方が考えられないということ、相分になっている状況からこの価格での合意となりました。

71 番、大木六新田の田 1 筆 735 m²、所有権の移転によるあっせんの売買です。対価は m²当たり 993 円で、資料は 22 ページをご覧ください。経営規模の拡大です。

72 番からが貸借権の設定です。

72 番、浦佐の田 2 筆、貸借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模の拡大です。

73 番と 74 番が同じ受け手の方です。貸借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。経営規模の拡大です。

75 番、大崎の田 2 筆、貸借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。経営規模の拡大です。

76 番、柳古新田の田 2 筆、貸借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模の拡大です。

77 番、海士ヶ島新田の田 1 筆、貸借権の設定で、対価は

10 a 当たり 30,000 円です。経営規模の拡大です。

78 番、黒土新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模の拡大です。

32 ページに移りまして、79 番です。黒土新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 2.5 俵です。

80 番、川窪の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。経営規模の拡大です。

81 番から 83 番までが同じ受け手の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模の拡大です。

33 ページに移りまして、84 番です。京岡新田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模の拡大です。

85 番、津久野上新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 48 kg です。経営規模の拡大です。

86 番、二日町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 9 俵です。経営規模の拡大です。

87 番、下薬師堂の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模の拡大です。

88 番、麓の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4,000 円です。経営規模の拡大です。

89 番から 91 番が同じ法人さんの案件です。この法人は昨年の 12 月に一般法人として参入いただきました。登記は平成 10 年にされており、今までは作業委託のみされていたようです。今回、一般法人として参入し、正式に借受をしたいということでした。

35 ページの 92 番から 95 番までが、新しい農地所有適格法人さんの案件です。この 2 月に立ち上がったばかりの法人さんです。申請理由は法人化のためです。

36 ページに移りまして、96 番です。宮野下の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模の拡大です。

97 番、長崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模の拡大です。

98 番、蟹沢新田の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は法人化のためということ

議 長

で、長崎で新たに一般法人として参入される法人さんです。

99番は譲渡人と譲受人が親子の案件です。農業者年金受給のための使用貸借権の設定です。

100番、野田の田2筆、使用貸借権の設定です。

38ページに移りまして、101番です。八竜新田の田1筆、こちらも使用貸借権の設定です。

102番案件以降につきましては、再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。推進委員16番高村英男委員の除斥を求めます。

(推16番高村委員退席)

35-36ページ 92番から95番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。35-36ページ 92番から95番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、92番から95番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推16番高村委員着席)

続いて、推進委員 23 番高野作栄喜委員の除斥を求めます。

(推 23 番高野委員退席)

43 ページ 127 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。43 ページ 127 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、127 番案件は原案のとおり承認されました。高野委員の除斥を解きます。

(推 23 番高野委員着席)

それでは、
35-36 ページ 92 番から 95 番案件、
43 ページ 127 番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。92 番から 95 番案件、127 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案は全て承認されました。
暫時休憩といたします。

(午前 10 時 15 分休憩)

議 長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(午前 10 時 55 分再開)

日程 11 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 11 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。富所係長。

富所係長

(協議第 1 号朗読)

48 ページをご覧ください。2 月 15 日付で市の農林課から農業振興地域整備計画の変更協議ということで、除外の申請が 2 件きています。

51 ページをご覧ください。1 件目です。申請者は上原の [REDACTED] さんです。土地の権利は所有権の移転による売買を予定しています。除外の理由については、2018 年に上原に新工場を建設し、そこに本社を移転して製品の開発製造など事業を行ってきたが、年々取引先も増え、事業が拡大してきています。今後、さらなる事業の発展を目指して、新製品の開発に十分な設備環境を整えるため、本社工場に隣接して研究開発棟を建設したいとのことです。申請地の選定理由については、研究開発において、既存の工場と部品や商品の頻繁な搬出入が必要であり、職員の往来も必要であるため隣接して建設し、接

続通路を設置する計画である。本社前方は搬出入通路及び駐車場として使用しており、左右はどちらも農用地となっている。本社から離れて建設しては目的が達せられないため、やむを得ず農地の集団化に影響の少ない当該地を選定したとのことです。土地は上原の田1筆1,430㎡です。52ページをご覧ください。4 変更の概要の(2)開発の概要のアの開発の目的についてですが、研究開発棟の建設と設備搬出入のための駐車場です。イの面積が田1筆1,430㎡です。54ページをご覧ください。イに土地提供農家等に対する営農確保措置ということで、土地の所有者の営農計画の意向がでていますが、規模縮小の意向がでていまして営農には支障がありません。58ページをご覧ください。工事の工程表がでていますが、今年は大雪の関係もありますが、予定ということでご覧いただければと思います。年内11月末までには外構工事を完成させたいとのことです。59ページには土地の関係者の同意書が載っています。60ページには条件付売買の同意書がでていますが、所有者が研究開発棟を建設するために必要な手続きの完了を前提に売買することの同意書となっています。61ページには案内図が、62ページには変更箇所の詳細図がでています。申請地は図面の中央に太線で囲んであるところです。水路を挟んで上側が既存の工場です。63ページには地番図、64ページに排水系統図、65ページに用地図、66ページに計画立面図、67ページには計画平面図がでています。

続いて2件目です。申請者は大里の■■■■さんです。土地の権利については自己所有地です。除外する理由については、申請人は結婚に際し、共働き夫婦の勤務地の中間である現在の大里の貸家に居住しているが、駐車場に屋根が無く、冬季は大変不便です。また、現在は4人家族だが、子どもの成長とともに手狭になってきており、戸建て住宅の必要性に迫られているため一般住宅を建設したいとのことでした。申出地の選定理由については、保育方針に共鳴し通園させている現在の保育園に通園が可能なこと、子どもの健全な成長のため友人関係を継続できるように小学校区が変わらないことを選定条件としました。また、申請人は共働きであるため、病気などの緊急時に一時保育等

の協力が必要であり、妻の実家から援助が得られる距離も考慮しました。農振農用地区域外で条件に合う土地を探したが、営農継続などの意向があり、適地がみつからなかったため、やむを得ず当該地を選定したとのことでした。土地は小木六の地目は宅地で305.53㎡です。地目については後ほど説明をさせていただきます。用途変更がされておりました、農業用施設用地として扱っている土地です。70ページをご覧ください。4 変更の概要の(2)のアの開発の目的については一般住宅の建築です。イの開発全体面積については宅地で305.53㎡です。76ページをご覧ください。こちらに工事の工程表がでています。8月の月上旬に基礎工事に着工しまして、11月末までには外構工事を完了させたいということです。77ページには隣接土地所有者の同意書がついています。78ページには土地の案内図、79ページには変更箇所の詳細図、80ページに地番図、81ページに排水系統図、82ページには住宅の計画平面図、83ページには配置図、84ページには1階と2階の平面図、85ページにはカーポートの平面図がでています。こちらは過去に農振の用途変更の手続きを行って、転用の許可をとりましてきのこの施設が建っていた土地です。現在は廃業されて更地となっています。きのこの施設は計画が達成されていたため、地目はすでに宅地となっています。今回、一般住宅を建築するため、用途変更で農業用施設用地となるところを農振から除外をしまして住宅を建築したいということです。現在、この土地には農業用施設にしか使えない規制がかかっているための申請です。以上2件です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案の通り同意されました。

日程12 その他

議 長

日程12 その他についてですが、まず事務局から買受適格証明申請書の競売落札者について説明をお願いします。阿部主任。

阿部主任

昨年12月総会の際に農地の競売に参加するための買受適格証明書の申請者の審議をいただきましたが、この1月に競売がありまして■■■■さんが落札されたとのことでしたので報告します。以上です。

議 長

ただいまの説明について質問等ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようです。ご苦労様でした。

続いて、幹事会からの報告をお願いします。16番井上委員。

16番井上委員

お疲れ様です。それでは休憩中に開催された幹事会についてご報告します。

1 歓送迎会の中止

2 成果実績による報酬の加算額について

2点目の細かい内容については事務局から説明をしていただきたいと思います。以上です。

議 長

ただいまの井上委員からの説明について、質問等ありま

せんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。
それでは成果実績について、事務局の古藤局長から説明をお願いします。

古藤局長

お疲れ様です。今ほど井上幹事長からありました、成果実績による報酬の加算額についての説明をさせていただきます。

(古藤局長 説明)

よろしく申し上げます。以上です。

議長

ただいまの古藤局長の説明について、質問等ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、ありがとうございました。
他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さまでした。

(午前 11 時 00 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年 4月26日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

井 上 秀 樹

会 議 録 署 名 委 員

駒 形 哲 也
